

下松市立下松中学校 働き方改革に係る取組（令和8年8月）

本校は、「下松市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康管理確保措置実施計画」に基づき、持続可能な学校の指導・運営体制の構築や、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、教職員の働き方改革に取り組んでいます。

1 時間外在校等時間の削減状況

※時間外在校等時間：勤務時間外において、学校教育に関する業務を行っている時間

【本校教職員の勤務時間は、8:00～16:30 です。】

教員一人あたりの1か月の平均時間外在校等時間の推移

年度	本校	県平均
令和5年度	71.0	44.5
令和6年度	70.7	41.7
令和7年度	65.2	39.2

国のガイドラインには、1か月の時間外勤務が45時間を超えないように明記されています。

2 本校の主な取組

（1）業務の見直し・適正化、校務の効率化

- さくら連絡網の導入による欠席連絡、文書配付の業務削減
- 学校評価等各種アンケートのデジタル化
- 職員会議等のICT活用によるペーパーレス化

（2）勤務体制等の改善

- 留守番電話の導入（18:30～7:30）
- ノー残業デーの実施（月1回程度）
- 学校閉庁日の設定（令和8年度：8/10～8/14、12/28、1/4）（市）

（3）学校・家庭・地域の連携・協働、学校支援人材の活用

- 学習支援ボランティアの充実
- CSコーディネーターの活用による地域人材の活用（市）
- 教員業務支援員の配置による印刷・入力等の業務代行（市）
- 部活動実施日数の短縮、部活動指導員の配置（市）

3 県教委・市教委の取組

- ◆ [「山口県 学校における働き方改革加速化プラン【第3期】」（R8.4改訂）](#)
- ◆ [働き方改革リーフレット（令和8年度版 県）](#)
- ◆ [下松市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康管理確保措置実施計画（R8.4）](#)
- ◆ [下松市教育委員会 働き方改革に係る取組（R8.8）](#)

教職員が子どもたちと向き合う時間を確保し、教育の質の向上に努めてまいります。
働き方改革に対する保護者や地域の皆様のご理解・ご協力をお願いします。